

質問への回答①

令和8年度東南アジア市場における情報発信事業プロポーザルに関する質問について、以下のとおり回答します。

No.	項 目	内 容
1	仕様書 4 業務内容	インフルエンサーの国籍は違っていても、フォロワーの国籍が本事業のターゲットであれば、そのインフルエンサーの起用は可能でしょうか？ 例) マレーシア出身のインフルエンサーが、フォロワーで最も多い国籍がシンガポールの場合、シンガポール向けのインフルエンサーとしての起用が可能か <回答> 情報発信の対象国において強い影響力があり、本事業での招聘により対象国現地において効果的な情報発信が期待できるインフルエンサーであれば、その国籍は問いません。ただし提案の際には、そのインフルエンサーの特性や期待される効果などを示すようにしてください。